

# 貸借対照表

第29期 平成28年 3月31日 現在

北電情報システムサービス株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	2,694,486	<b>流動負債</b>	736,355
現金及び預金	108,259	買掛金	50,713
受取手形	947	リース債務	1,220
売掛金	1,949,427	未払費用	667,474
リース投資資産	796	未払法人税等	400
商 品	2,155	繰延税金負債	471
貯 蔵 品	8,304	前 受 金	5,168
仕 掛 品	85,583	預 り 金	9,776
前 払 費 用	1,926	工事損失引当金	1,129
短期貸付金	447,065	<b>固定負債</b>	1,431,458
そ の 他	90,292	リース債務	441
貸倒引当金	△272	退職給付引当金	1,423,562
<b>固定資産</b>	1,053,071	役員退任慰労引当金	7,023
<b>有形固定資産</b>	322,320	預り敷金保証金	432
建 物	63,436		
構 築 物	453	<b>負債合計</b>	2,167,813
通信事業設備	128,461	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	128,420	<b>株主資本</b>	1,579,744
リース資産	1,549	資 本 金	50,000
<b>無形固定資産</b>	744	利 益 剰 余 金	1,529,744
電 話 加 入 権	744	利 益 準 備 金	12,500
<b>投資その他の資産</b>	730,005	その他利益剰余金	1,517,244
投資有価証券	94,000	別 途 積 立 金	560,000
繰延税金資産	575,394	繰越利益剰余金	957,244
そ の 他	60,611	<b>純資産合計</b>	1,579,744
<b>資産合計</b>	3,747,557	<b>負債・純資産合計</b>	3,747,557

(注 記 等)

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)は、定率法によっております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、また、回収困難な債権については、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

③ソフトウェア開発契約の工事損失引当金

受注案件の損失に備えるため、四半期末時点で将来の損失が見込まれるものについて、その損失額を計上しております。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) リース取引の会計基準

①借主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、1年以内の短期リース取引及び重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②貸主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ソフトウェア開発契約の収益認識基準

ソフトウェア開発契約のうち、一定額以上のものについては、工事進行基準(工事進捗度の見積りは、原価比例法)により、収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	966,260,908 円
(2) 支配株主に対する短期金銭債権	1,325,412,353 円
支配株主に対する短期金銭債務	3,515,933 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 500株

4. 当期純利益金額

(1) 当期純利益	48,451 千円
(2) 1株当り当期純利益	96,903 円74銭

5. その他の注記

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が12,557千円、繰延税金負債が7千円それぞれ減少し、法人税等調整額(借方)が12,549千円増加している。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。